

令和6年2月6日開催

第9回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第9回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和6年2月6日(火)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時20分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 13人

会	長	18番	石丸	博雄
委	員	17番	佐藤	克哉
委	員	3番	西塚	仁志
委	員	4番	鈴木	智志
委	員	6番	大河原	正一
委	員	8番	小山田	和美
委	員	10番	菅井	誠
委	員	11番	原田	喜一郎
委	員	12番	西原	弘子
委	員	13番	鈴木	和弘
委	員	14番	西	美紀
委	員	15番	相田	幸博
委	員	16番	関口	隆宏

5. 欠席委員 5人

委	員	1番	林	秀和
委	員	2番	早川	剛司
委	員	5番	坂本	俊彦
委	員	7番	須藤	智弘
委	員	9番	笹原	仁志

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	3番	西塚	仁志
委	員	12番	西原	弘子

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業振興地域整備計画（農用地区域除外）について

議案第3号 農用地の買入協議による申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長 広瀬 淳次

農地・農業振興担当係長 原 吉生

農地・農業振興担当専門員 菊地 隆

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和5年度第9回遠軽町農業委員会総会を開催します。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則」第13条第2項の規定により、議長において指名することになっておりますので、3番 西塚委員、12番 西原委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

事務局長 それでは、諸般の報告をいたします。まず、令和5年12月6日、第8回農業委員会総会を開催しております。次に12月8日、農業委員会忘年会を開催しております。令和5年12月12日から14日まで、定例町議会が開催されておまして、石丸会長、事務局長が出席しております。それから、令和5年12月12日、市町村農業者年金協議会代議員等研修会が遠軽のホテルサンシャインで開催され、石丸会長外6名の委員が出席しております。それから、1月17日・18日、オホーツク管内農業委員会長・事務局長会議が北見で行われ、石丸会長と事務局長が出席しております。それから、1月22日、23日、全道農業者年金研究会、市町村農業委員会活動研修会がそれぞれ札幌市で開催され、石丸会長と事務局長が出席しております。次に今後の予定であります。令和6年2月16日、新規就農者対策会議が網走で開催され、事務局長が出席する予定となっております。3月6日、第10回農業委員会総会を開催する予定でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。議事進行の都合上、休憩をとる場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」の4件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局

2 ページをお開きください。議案第 1 号「農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について」。農地について、別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので報告する。令和 6 年 2 月 6 日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

3 ページをお開きください。その 1 1 通知者の住所氏名。賃借人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●●」、賃借人「紋別郡遠軽町●●● ●●● ●●●」、2 通知の土地。面積「18 筆合計 261,700 m²」。3 通知の理由「平成 26 年 5 月 14 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。」、4 解約の種類「合意解約」。

5 ページをお開きください。その 2 1 通知者の住所氏名。賃貸人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●●」、賃借人「紋別郡遠軽町●●● ●●● ●●●」。2 通知の土地。所在「遠軽町●●●」、地番「●●●外 6 筆」、地目公募・現況地目共に「畑」、面積「7 筆合計 95,645 m²」。3 通知の理由「令和 4 年 6 月 15 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。」、4 解約の種類「合意解約」。

続きまして、その 3。1 通知者の住所氏名。賃貸人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●●」、賃借人「紋別郡遠軽町●●● ●●● ●●●」。2 通知の土地。所在「遠軽町●●●」、地番「●●●外 3 筆」、地目公募「畑」「田」、現況地目「畑」、面積「4 筆合計 30,285 m²」。3 通知の理由「平成 27 年 1 月 14 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。」、4 解約の種類「合意解約」。

続きまして、7 ページ。その 4 1 通知者の住所氏名。賃貸人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●●」、賃借人「紋別郡遠軽町●●● ●●● ●●●」。2 通知の土地。所在「●●●の内」地目公募・現況共に「畑」、面積「28,000 m²」。3 通知の理由「平成 27 年 6 月 12 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。」、4 解約の種類「合意解約」。

以上で説明を終わります。

議 長 暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。
これより、議案第 1 号「その 1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その2」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その3」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その4」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号

議 長 次に、議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」の2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 8ページをお開きください。議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、遠軽町から別紙のとおり農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）についての意見を求められたので、これを承認する。令和6年2月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

9 ページをお開きください。その 1 1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、現況地目「原野」、面積「1, 2 2 2 m²」、所有者は「●● ●●」氏です。2 農用地区域除外後の土地利用計画「太陽光発電所設置」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「1, 2 2 2 m²」、4 農用地区域除外の理由「太陽光発電所設置」。位置図については、1 1 ページをご参照願います。

その 2。1 農用地区域外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●の内外 2 筆」、現況地目「原野」、面積「3 筆合計 1, 6 0 0 m²」、所有者は「●● ●●」氏。2 農用地区域除外後の土地利用計画「太陽光発電所設置」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「1, 6 0 0 m²」、4 農用地区域除外の理由「太陽光発電所設置」。位置図については、1 2 ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 2 号（その 1）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第 2 号（その 2）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第 3 号「農用地の買入協議による申請について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 1 3 ページをお開きください。議案第 3 号「農用地の買入協議による申請について」。農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 1 項の規定により、農用地の所有者から所有権移転に係るあっせんの申し出があった別紙農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同公社に買入の協議を行う通知をされるよう、同法第 1 6 条第 1

項の規定により遠軽町長に要請する。令和6年2月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

1 あっせん申出人、住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●●」。2 あっせん申出の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外13筆」、地目公募・現況共に「畑」、面積「14筆合計164,213㎡」。3 買入協議が必要な理由「農用地の買入価格において協議の結果不調のため」。この案件については、農地保有合理化事業に乗るための買入協議であります。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」25件を議題といたします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 15ページをお開きください。議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年2月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号36、賃貸借です。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目「畑」、面積「2筆合計12,148㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」金額「年50,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、22ページをご参照願います。

続きまして、整理番号37、所在「●●●」、地番「●●外11筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「12筆合計38,297㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月3

1日」、期間「10年1ヶ月」、金額「年105,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、22ページをご参照願います。

続きまして16ページ。整理番号38、所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目「田」「原野」、現況地目「畑」、面積「2筆合計5,235㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「年10,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、22ページをご参照願います。

続きまして、整理番号39。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目「原野」「畑」、現況地目「畑」、面積「2筆合計26,832㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り4,500円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、23ページをご参照願います。

続きまして、整理番号40。所在「●●●」、地番「●●の内外3筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目全て「畑」、面積「4筆合計25,949㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り4,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、23ページをご参照願います。

続きまして、整理番号41。所在「●●●」、地番「●●外2筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目全て「畑」、面積「3筆合計19,167㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り4,500円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、23ページをご参照願います。

続きまして、整理番号42。所在「●●●」、地番「●●の内」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「18,000㎡」、貸主「●● ●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り5,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、23ページをご参照願います。

続きまして、整理番号43。所在「●●●」、地番「●●外8筆」、公募地目「田」「畑」、現況地目全て「畑」、面積「9筆合計129,106㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「年500,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、24ページをご参照願います。

続きまして、17ページをお開きください。整理番号44。所在「●● ●●」、地番「●●外7筆」、公募地目「原野」「山林」、現況地目全て

「畑」、面積「8筆合計61,685㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り3,500円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、24ページをご参照願います。

続きまして、整理番号45。所在「●●●」、地番「●●の外7筆」、公募地目「畑」、現況地目「畑」、面積「8筆合計101,458㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り4,500円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、24ページをご参照願います。

続きまして18ページ。整理番号46。所在「●●●」、地番「●●外10筆」、公募地目「原野」「畑」、現況地目全て「畑」、面積「11筆合計109,585㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り3,200円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、24ページをご参照願います。

続きまして、整理番号47。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「4,458㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「10a当り3,500円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、25ページをご参照願います。

続きまして、整理番号48。所在「●●●」、地番「●●外5筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目全て「畑」、面積「6筆合計63,056㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「全筆で220,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、25ページをご参照願います。

続きまして、整理番号49。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「27,499㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「年84,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、25ページをご参照願います。

続きまして、19ページ。整理番号50。所在「●●●」、地番「●●外3筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目「畑」、面積「4筆合計13,786㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「年42,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、25ページをご参照願います。

続きまして、整理番号51。所在「●●●」、地番「●●外3筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目全て「畑」、面積「4筆合計30,285

m²」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「年75,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、25ページをご参照願います。

続きまして、整理番号52。所在「●●●」、地番「●●外7筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「8筆合計84,000m²」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和9年3月31日」、期間「3年1ヶ月」、金額「年252,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、26ページをご参照願います。

続きまして、整理番号53。所在「●●●」、地番「●●の内」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「28,000m²」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年1ヶ月」、金額「年112,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。

続きまして、20ページをお開きください。整理番号54。所在「●●●」、地番「●●外4筆」、公募地目「畑」「原野」「山林」、現況地目全て「畑」、面積「5筆合計28,460m²」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和10年12月31日」、期間「4年10ヶ月」、金額「年61,000円」、支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」。

続きまして、整理番号55。所在「●●●」、地番「●●外4筆」、公募地目「畑」「原野」「山林」、現況地目全て「畑」、面積「5筆合計28,460m²」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年2月15日」、終期「令和10年12月31日」、期間「4年10ヶ月」、金額「年61,000円」、支払方法「毎年12月10日までに指定口座振込」。整理番号54と55は、中間管理事業に乗っている案件です。

続きまして、整理番号56から60については所有権移転になります。整理番号56。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「7,150m²」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、始期「令和6年2月15日」、支払期限「令和6年5月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆560,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、28ページをご参照願います。

続きまして、整理番号57。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目「田」、現況地目「畑」、面積「18,433m²」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年2月15日」、支払期限「令和6年5月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「1,440,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、28ページをご参照願います。

続きまして、整理番号58。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「57,689m²」、譲渡人「●● ●●

●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年2月15日」、支払期限「令和6年5月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆4,560,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、28ページをご参照願います。

続きまして、整理番号59。所在「●●●」「●●●」、地番「●●外4筆」、公募地目「畑」「宅地」、現況地目全て「畑」、面積「5筆合計68,482.99㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年2月15日」、支払期限「令和6年5月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆1,700,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、28ページをご参照願います。

続きまして、21ページ。整理番号60。所在「●●●」、地番「●●外4筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「5筆合計63,010㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年2月15日」、支払期限「令和6年5月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆5,040,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、28ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「整理番号36、37、38」の質疑を行います。但し、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(●●番 ●●委員 退席)

議長 再開いたします。これより、議案第4号「整理番号36」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号37」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第4号「整理番号38」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 議案第4号「整理番号36、37、38」の審議が終了しましたので、
「●●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。
(●●番 ●●委員 着席)
- 議 長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第4号「整理番号36、
37、38」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告
します。
- 議 長 次に、議案第4号「整理番号39」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第4号「整理番号40」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第4号「整理番号41」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号42」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号43」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号44」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号45」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号46」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号47」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号48」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号49」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号50」についての質疑を行います。
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、
関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。
(●●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。
これより、議案第4号「整理番号50」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号50」の審議が終了しましたので、「●●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。
(●●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。議案第4号「整理番号50」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第4号「整理番号51」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号52」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号53」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号54」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号55」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号56」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第4号「整理番号57」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第4号「整理番号58」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。
(●●番 ●●委員 退席)
- 議 長 再開いたします。
これより、議案第4号「整理番号58」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第4号「整理番号58」の審議が終了しましたので、「●●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。
(●●番 ●●委員 着席)
- 議 長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。議案第4号「整理番号58」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。
- 議 長 次に、議案第4号「整理番号59」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号60」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 29ページをお開きください。議案第5号「あっせん委員の指名について」。別紙の者より、所有農地のあっせん申し出があったので、下記の者をあっせん委員に指名する。令和6年2月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

30ページをお開きください。その1 1 あっせん申出人、住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土地、所在「●●●・●●●」、地番「●●外6筆」、地目公簿・現況共に「畑」、面積「7筆合計95,363㎡」。3 あっせん申出の内容「売買」。位置図については、33ページをご参照願います。

続きまして、31ページ。その2 1 あっせん申出人、住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外2筆」、地目公募・現況共に「畑」、面積「3筆合計16,663㎡」。3 あっせん申出の内容「売買」。位置図については、34ページをご参照願います。

続きまして、32ページ。その3 1 あっせん申出人、住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計5,289㎡」、3 あっせん申出の内容「売買」。位置図については、34ページをご参照願います。
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第5号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第5号「その3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議案第5号「その1」のあっせん委員は、16番 関口委員、12番 西原委員。議案第5号「その2」「その3」のあっせん委員は、13番 鈴木和弘委員、15番 相田委員を指名します。
各委員は、よろしく申し上げます。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和5年度第9回遠軽町農業委員会総会を閉会します。